

ケベック州修正法 (R.S.Q.) 第 1~6 章

犯罪被害者補償法 (CRIME VICTIMS COMPENSATION ACT)

導入 :

第 1 条 本法で用いる用語の意義を以下に示す。

「委員会」

(a) 「委員会」 : 労働健康・安全委員会 (Commission de la santé et de la sécurité du travail)

「傷害」「傷害を負った」

(b) 「傷害」 : 身体的な傷害、妊娠、又は精神的衝撃若しくは神経の衝撃 ; 「傷害を負った」はほぼ同義 ;

「申請者」

(c) 「申請者」 : 被害者、5.1 条に定める親しい関係にある被害者又は被害者が死亡した場合には、その被扶養者、第 6 条で定められている者及び第 7 条の定める両親。

1971, c. 18, s. 1; 1976, c. 10, s. 1; 1977, c. 5, s. 14; 1978, c. 57, s. 92; 1979, c. 63, s. 329; 2006, c. 41, s. 1.

本法により利益を得る者

第 2 条 すべての犯罪被害者又は犯罪により被害者が殺害された場合には、被害者の被扶養者は、本法を利用することができ、本法に定めるところから利益を得ることができる。

失効

再発の場合。

(1993 年法の第 54 章が有効となる日に先だつてここに日付を挿入) 以降に被害者の被害が再発し、一時的に能力が奪われた状態となり、それを理由とする損害補償の権利があるとされた最後の時から 2 年以上経過しているとき又は傷害が現れていた日から 2 年以上が経過しており、被害者がかかる損害補償を受ける権利がない場合には、その再発日から、新たな傷害として扱い、犯罪被害者のための支援及び補償に関する本法の規定 (1993 年、54 章) の適用を受けるものとする。

1971, c. 18, s. 2; 1993, c. 54, s. 211.

犯罪被害者についての定義。

第 3 条 本法の目的上、犯罪被害者とは、次に定める態様で、ケベック州内で殺害された又は傷害を負った者いう。 :

(a) 本法の付則に定められている刑事犯罪に当たる犯罪に加わった他人の行為若しくは不作為により又はその作為若しくは不作為の直接的な結果としてその殺害又は傷害が生じた場合

(b) 犯人若しくは容疑者の合法的逮捕若しくは逮捕しようを試みたとき又は逮捕する保安官に協力しているときに生じた場合

(c) 犯人又は容疑者による犯行を合法的に防ぐか若しくは防ごうと試みたとき又は犯人又は容疑者の犯行を防ぐか若しくは防ごうとする保安官に協力しているときに起きた場合

犯罪被害者についての定義。

殺害される又は傷害を負うには至らなかったとしても、本条のb及びc号の定める状況下で物的損害を被った者も、犯罪被害者とする。

1971, c. 18, s. 3; 1976, c. 10, s. 2.

被扶養者。

第4条 本法の目的における被害者の被扶養者は、犯罪又は傷害の発生時点で、場合によっては、労働者補償法 (Workers Compensation Act) の意義の範囲内における被害者の被扶養者となる可能性がある。

1971, c. 18, s. 4; 1976, c. 10, s. 3; 1978, c. 57, s. 76.

具体的に示された利益。

第5条 犯罪被害者又はその被扶養者が本法により受けることができる利益は、労働者補償法 (Workers Compensation Act) の Division 第3、第4、第5の中で規定されている (第A-3章)。

性的暴行に対する補償。

さらに、刑法第271節、272節、273節 (1985年カナダ修正法、C-46章) で述べられている性的暴行又は同法第153条で述べられている性交の結果として生まれた子どもを養っている母親には、子どもの養育費として、労働者補償法 (Workers Compensation Act) により子ども1人を持つ未亡人に与えられる額に相当する補償金が毎月支払われる。ただし、母親が死亡しているか又はその他の理由で、別の者が委員会の納得する仕方子どもを養っている場合、手当はその者に支給される。

物的損害に対する補償。

被害者又は被害者が殺害されている場合はその被扶養者は、第3条のb又はc号に定める状況で被害者に生じた物的損害に対し、最大\$1,000の補償を受けることができる。

1971, c. 18, s. 5; 1976, c. 10, s. 4; 1985, c. 6, s. 498.

委員会の権限。

第5.1条 委員会は、政府の規制にしたがい、次のことを行うことができる。

(1) 委員会が被害者の精神(心理)療法上のリハビリテーションが被害者のリハビリテーションのために有用であると思料する場合、委員会は、犯罪被害者の近親者の精神療法的リハビリテーションに役立つ必要な措置を講ずること。

(2) 人の死をもたらした犯罪により心理的な傷を負っている、被害者の近親者に対する精神療法的リハビリテーションに役立つ必要な措置を講ずること。

「近親者」。

この条項の目的上、「近親者」とは、被害者の配偶者、被害者の父母、被害者の親代りをしている者、被害者の子ども、被害者の配偶者の子ども、被害者の兄弟姉妹、被害者の祖父母、被害者の父母の配偶者の子どものことをいう。

解釈

第1項第1款(subparagraph 1 of the first paragraph)の目的において、

(1) 「近親者」には、被害者の生活の中で重要な影響を与えている者として被害者が選んだ、その他の者も含まれる。

(2) この近親者は被害者によって指名されるか又は被害者が14歳未満であるか若しくはその指名が不可能な場合は、被害者の代理人が指名する。

(3) リハビリテーション措置を利用できる近親者は1名のみだが、被害者が事件発生時に18歳未満の場合、被害者の父及び母又は親代わりの者(複数)については、受けられる場合がある。

「死亡結果をもたらした犯罪の被害者」。

第1項第2款(subparagraph 2 of the first paragraph)の目的上、「死亡結果をもたらした犯罪の被害者」とは、本法の付則に明記されている犯罪行為に当てはまる犯行の結果死亡した者、現在行方不明になっており、行方不明

の状況から死亡した可能性が高く、犯罪行為の結果として行方不明になっていると推測される者、第3条第1項のb及びcに明記されている状況で死亡した者のことをいう。

2006, c. 41, s. 2.

規制。

第5.2条 政府は、規制により、第5.1条にもとづいて講じられる措置によりサービスを受ける資格を有する者を決定し、サービス受給者に求められる条件を定め、委員会が支払い可能な手数料の料金表を設定し、委員会が認めることができる最大受診回数を決めることができる。

2006, c. 41, s. 2.

葬儀費用の払い戻し。

第6条 第2条の定めに関わらず、被害者の被扶養者以外の者が被害者の葬儀費用を支払った場合、最大\$3,000の払い戻しを受けることができる。その者が被害者の遺体の搬送費用を支払っている場合、労働者補償法 (Workers Compensation Act) の規制により定められている場合に該当すれば、そこで定められている額の払い戻しを受ける資格を有するものとする。

金額の再評価。

葬儀費用の補償額は毎年1月1日に、労働災害及び職業上の疾病に関する法律の第119条から123条に従って、再評価されるものとする (A-3.001章)。

1976, c. 10, s. 5; 1978, c. 57, s. 77; 2006, c. 41, s. 3.

子どもを養う親に対する補償。

第7条 第2条の内容に関わらず、未成年の子どもの父親又は母親である親が、その子どもの被扶養者ではないが、全面的又は部分的に扶養していれば、本法を援用することができ、本法が適用される状況下で子どもが死亡した場合、親は\$2,000の補償を受けることができる。

監護権。

ただし、死亡時に両親が別々に生活している場合、その時点で物理的にその子の監護を行っている親のみがこの条項を援用できるものとする。

1976, c. 10, s. 5.

申請者の選択肢。

第 8 条 申請者は、本法による利益を受けるか又は物的損害、傷害又は死亡の責任を負うべき者に対し民事訴訟を提起するかを選択することができる。

差額の請求。

民事訴訟により認められた又は回収した金額が、本法により申請者が受け取れる補償額を下回る場合、その者は、差額があることを委員会に通知し、判決日から 1 年以内に（差額給付の）申請をすれば、本法を援用してその差額を請求することができる。

1971, c. 18, s. 6; 1976, c. 10, s. 6.

代位。

第 9 条 請求の提出により、委員会は、申請者に払われるべき額について代位する完全な権利を有するものとし、委員会の名で又は申請者の名で申請者に代わって民事訴訟を継続又は開始することができる。

統合税収基金。

回収した金額についてはすべて統合税収基金に支払われるものとする。

承認を受けるべき合意。

申請者が本法を利用することにした場合、民事訴訟の関係者間に影響を及ぼす合意又は妥協又はかかる訴訟手続に対する権利は、委員会の承認を受けてはじめて有効となる。また、合意又は判決によって定まった額の支払いは、必ず委員会の指定する方法に従ってなされるものとする。

1971, c. 18, s. 7; 1976, c. 10, s. 7; 1978, c. 57, s. 78; 1999, c. 40, s. 148.

安全に回収する申請者の権利。

第 10 条 本法は、物的損傷、傷害又は死亡について責任を負うべき者から、補償により、被った実損相当額を回収するために、本法による利益を受けるべきことを主張する方を選択した申請者の権利に、何らの影響も及ぼさないものとする。

1971, c. 18, s. 8; 1976, c. 10, s. 7.

給付申請の期限。

第 11 条 本法による給付の申請は、第 8 条に定める選択に関する通知とともに、被害者の受けた物的損害、傷害又は被害者の死亡の発生時から 1 年以内に委員会に提出しなければならない。

申請しない場合の影響

申請者が規定の期間内に申請及び選択に関する通知を提出しなかった場合、申請者は本法を利用する権利を放棄したものと推定される。ただし、第8条2項による制限を受ける。

申請方法

申請と選択通知は、規制により委員会が定めた方法によって行わなければならない。

1971, c. 18, s. 9; 1974, c. 80, s. 7; 1976, c. 10, s. 8; 1999, c. 40, s. 148.

申請による時効中断。

第12条 第11条に従って、本法による給付申請が提出された場合、それをもって民法で規定されている時効は、委員会又は場合によりケベック州行審判機関によりその申請に関する判断が示されるまでの期間、中断されるものとする。

1971, c. 18, s. 10; 1977, c. 7, s. 26; 1997, c. 43, s. 303.

訴追（起訴）は申請の障碍とはならない。

第13条 第11条の定める申請は、その者が物的損害、傷害又は死亡を生ぜしめた犯罪で起訴されているか又は有罪判決を言い渡されたかにかかわらず、これを行うことができるが、委員会の職権又は司法長官の申請に基づき、委員会は、既に開始された起訴に関して最終判断がなされる間又はその後開始されるかもしれない訴追についての最終判断がなされるまでの間、その手続を延期することができる。

1971, c. 18, s. 11; 1976, c. 10, s. 9.

犯意形成不能とされる者はその能力ありとみなされる。

第14条 法的には犯意を形成することができないいかなる者も、本法の適用においては、かかる犯意を形成することができることとみなされる。

1971, c. 18, s. 12; 1976, c. 10, s. 9; 1999, c. 40, s. 148.

適用可能な条項。

第15条 労働者補償法（Workers Compensation Act）（A-3章）は、第3条第1項を除き、本法と矛盾しない規定については、必要な修正を加えたうえで、適用されるものとする。

失効

適用条項

犯罪被害者に対する支援と補償に関する法律（1993年、第54章）のうち、第113条及び121条を除く、第2編第8章第14～21条、同編第4章、及び第3編第140条、143～146条、148条、150～159条は、必要な修正を加えたくて、適用される。

例外。

判決、審査、上訴に関連する同法第2編第4章の規定は、（1993年法第54章が施行される日時をここに挿入）以前に行われる申請の審査に適用されない。かかる申請は、申請日において適用される規定に従って、審問、継続、判決、上訴がなされるものとする。

1971, c. 18, s. 13; 1977, c. 5, s. 14; 1985, c. 6, s. 499; 1993, c. 54, s. 215.

一時給付がみとめられること。

第16条 申請を受理した際に、委員会の見解によれば、おそらく本法の給付を受けられると思料される場合、申請者が生活費及び医療費のために必要であれば、委員会は一時給付金を支払うことができる。また、後に、委員会が申請者に給付金は付与すべきではなかったとの結論を下したとしても、本条にもとづいて支払われた金額は回収されないものとする。

1971, c. 18, s. 14.

司法長官への申請通知。

第17条 委員会は、本法にもとづいて受けた申請を、司法長官に通知しなければならない。司法長官は、適宜、委員会に対し見解を述べ、申請に異議を述べるができる。

1971, c. 18, s. 15; 1997, c. 43, s. 304.

委員会が補償額を定めるべきこと。

第18条 全体又は一部の障害に対する補償は、被害者の収入にもとづいて決定してはならず、被害者の状況に最も相応しいと委員会が判断する方法により、委員会が決めなければならない。

1971, c. 18, s. 16; 1978, c. 57, s. 79.

有罪判決は、犯行の証明であること。

第19条 ある行為又は不作為による犯罪行為により、ある者が有罪判決を言い渡され、その有罪が本法による申請の基礎であるとき、上訴期間が経過するか、上訴が棄却されるか又はその後の上訴が不可能になった後、その有罪判決は、犯行が行われたことを確実に示す証拠として扱われるものとする。

1971, c. 18, s. 17.

給付が禁止される場合。

第 20 条 以下の場合、本法による支援は与えないものとする。

(a) 被害者の受傷又は殺害が、労働災害及び業務上の疾病に関する法律（A-3.001 章）又はケベック州議会法以外の法律を、被害者又は被害者の被扶養者に有利に利用して（補償を得る）ことができる状況で生じたものである場合。

(b) 被害者自身に重大な過失があり、それが、被害者の負った傷害又は被害者の死亡に寄与している場合。

(c) 申請者が、犯行の加担者（当事者）である場合又は申請者の重大な過失があり、それが被害者の傷害又は死亡に寄与している場合。

(d) 刑法第 265 条（1985 年カナダ修正法、第 C-46 章）に規定されている場合を除き、自動車の使用又は運転に係る犯罪行為の結果として被害者が傷害を負うか又は死亡した場合。

給付額が少ない場合。

a で定める場合に該当する場合、ケベック州議会法以外の法律によって支払われる給付金が、本法による給付金より金額が低い場合、被害者又は被扶養者は、本法にもとづいて差額を請求することができる。

1971, c. 18, s. 18; 1976, c. 10, s. 10; 1985, c. 6, s. 500; 2006, c. 41, s. 4.

選択。

第 20.1 条 犯罪被害者が負った傷害又はその結果としての被害者の死亡を理由に、被害者が、自動車保険法（Automobile Insurance Act、A-25 章）による損害賠償及び本法による補償により補償を受ける権利がある場合、その被害者は、自動車保険法による損害補償又は本法による補償のいずれかを選択することができる。

権利の喪失。

自動車保険法による補償を受けると、本法に対する補償の権利を喪失するものとする。

1985, c. 6, s. 501.

C-61.1 章による補償額の減額。

第 21 条 本法が適用される状況で、同時に申請者が野生生物の保護と開発に関する法律（C-61.1 章）の第 79 条による損害賠償を受けている場合、委員会への申請額からその補償額を差し引かなければならない。

1976, c. 10, s. 11.

有効とみなす。

第 22 条 労働災害及び業務上の疾病（A-3.001 章）に関する法律又は優良な市民権を推進する法律（C-20 章）により有効な申請書が作成されたが、その申請は本法により申請されるべきであったという理由で委員会に棄却された場合、その申請は本法により有効に行われたものとみなされる。

1977, c. 7, s. 27; 1985, c. 6, s. 502.

活動報告。

第 23 条 委員会は、毎年 6 月 30 日までに、前会計年度における、本法の運用に関する活動報告を大臣に提出する。この報告書には、5.1 条について、提出済み申請数、認められた申請数、給付金の総額について言及するものとする。

審議。

大臣は、議会が開会中の場合には、委員会の報告書を受領後 30 日以内に州議会でこれを上程する。議会が閉会中のときは、場合により、次の会期の開始日又は議会の再開日から 30 日以内に議会に上程するものとする。

1971, c. 18, s. 19; 1985, c. 6, s. 502; 2006, c. 41, s. 5.

大臣から返済される費用。

第 24 条 財務大臣は、本法の運用費用として負担した費用に関する説明書が提示された場合、委員会にその金額を償還するものとする。

1971, c. 18, s. 20.

補償金の預託金。

第 25 条 財務大臣は、委員会からの請求に基づき、本法による給付を決定した補償金及び年金の迅速な支払いを確保するため必要であると判断した場合には、委員会が補償及び年金の支払いをするための金を、委員会に預託することができる。

1971, c. 18, s. 21.

統合基金からの支払い。

第 26 条 第 24 条及び第 25 条の目的を満たすために求められる金は、統合歳入基金から支出するものとする。

1971, c. 18, s. 22.

非居住者に関する合意が認められること。

第 27 条 委員会は、ケベックに定住していない被害者に対して本法により給付金を支払う場合には、他州、外国又はかかる政府のその他機関と、法律に従い、給付についての合意を締結することができる。

1971, c. 18, s. 23; 1988, c. 41, s. 91.

費用に対する同意。

第 28 条 法務大臣は、かかる合意に従って決められたところに従って本法を適用するため、カナダ政府からケベック州への支払いが義務づけられる費用の負担部分につき、ケベック州政府に代わり、カナダ政府又はカナダ政府の機関と、合意を締結することができる。

1971, c. 18, s. 24; 1977, c. 5, s. 14.

法律の遂行。

第 29 条 本法の遂行の任務は、法務大臣が担うものとする。

1971, c. 18, s. 26.

第 30 条 (この条項は、1987 年 4 月 17 日付で失効した)。

1982, c. 21, s. 1; U. K., 1982, c. 11, Sch. B, Part I, s. 33.

1978 年法の第 57 章により制定された労働者補償法 (Workers Compensation Act、A-3 章) の修正は、本法による利益を受ける資格が 1979 年 1 月 1 日以降に開始する申請者に適用される。

ただし、1978 年法の第 57 章の第 17 項及び第 31 項により制定された労働者補償法の第 34 項及び第 5 目の修正は、本法による利益を受ける資格が 1979 年 1 月 1 日以前に開始した申請者に対しても適用されるものとする (1978, c. 57, s. 91)。

付則

(第 3 条)

刑法

(カナダ憲法修正法、1985 年、C-46 章)

条 犯行内容

65 暴動への参加

76 航空機のハイジャック

- 77 飛行中の航空機の安全を危険に晒す行為
又は航空機を飛行不能にする行為
- 78 攻撃兵器及び爆発物の航空機内への持ち込み行為
- 80 爆発物の取り扱いについて合理的な注意を払わなかったため、
死亡又は身体への害を生ぜしめる行為
- 81 爆発物により意図的に死亡又は身体への害を引き起こす行為
- 86 危険な仕方では銃口を向ける行為又は銃器の使用
- 153 14歳以下又は16歳以下の女性との性交
- 155 近親相姦
- 180 害を引き起こすニューザンス（迷惑行為）
- 215 生活必需品の提供をしない行為
- 218 子どもの遺棄
- 220 犯罪にあたる過失致死
- 221 犯罪に当たる過失により身体に害を生ぜしめる行為
- 229 謀殺
- 234 故殺
- 239 謀殺未遂
- 244 意図的に身体に害を生ぜしめる行為
- 245 毒物の投与
- 246 犯罪行為に対する抵抗を抑える行為
- 247 死亡又は身体的害を引き起こす可能性の高いわなを仕掛ける行為
- 248 交通施設に干渉する行為
- 258(1) 船舶又は曳航物の危険な操作
- 258(4) 船舶の運行を害する行為
- 262 人命救助の妨害行為
- 265 自動車の使用による暴行
- 266 暴行
- 267 武器の使用を伴う暴行又は身体への害を加える行為
- 268 加重暴行
- 269 不法に身体に害を加える行為
- 270 暴行により、合法的な過程を妨害する行為
- 271 性的暴行
- 272 武器の使用を伴う性的暴行
- 273 加重性的暴行
- 279(1) 誘拐
- 279(2) 非合法的な監禁
- 343 強盗
- 423 暴力による脅迫
- 430(2) いたずらにより実際に人命に危険を生ぜしめる行為

- 433 放火
- 436 人命の損失を伴う火災を引き起こす行為
- 437 火災につき誤った警報を発する行為

1971, c. 18, Schedule; 1976, c. 10, s. 12; 1985, c. 6, s. 503.

廃止一覧

法令の統合（R-3章）に関する、本法の第17条に従い、1971年法の第18章（1977年12月31日施行）は、廃止される。ただし、この修正法の第1～6章の施行により有効となっている第25条及び第27条を除く。